

京都市告示第513号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）
第51条の19第1項及び第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の
14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第51条の17第1項第1号に規定
する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和4年1月11日

京都市長 門川 大作

- 1 申請者
合同会社ベーシック（代表社員 馬場 俊次）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地
京都市北区上賀茂中大路町11-2
- 3 事業所の名称
相談支援事業所れん
- 4 事業所の所在地
京都市北区上賀茂中大路町11-2
- 5 指定する事業の種類
計画相談支援，地域移行支援，地域定着支援
- 6 指定年月日
令和4年1月1日
- 7 事業所番号
2630101364

(保健福祉局障害保健福祉推進室)